

一般社団法人埼玉県野球協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 埼玉県野球協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県所沢市上山口2-1-35に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、埼玉県内にて野球振興に関する事業を行ない、埼玉県内の野球競技者人口増加に寄与することを目的とする。また、野球事業の推進を通してスポーツの発展に寄与し、埼玉県の発展に貢献することを目的とする

(事業)

- 第4条
1. 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - (1) 野球競技の普及発展、振興に関する事業
 - (2) 野球競技に関する講習会の開催及び指導者の育成
 - (3) 野球競技者数の集約
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業
 - (5) 野球に関する資料の収集、研究
 - (6) 会員間の連絡、親善
 - (7) 野球振興に関する表彰、人的援助、資金援助
 2. 前項の事業は、埼玉県内で行うものとする。
 3. 第1項の事業を行うに当たっては、暴力団排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

- 第5条
1. 当法人の会員は、次の2種（以下総称して「会員」という）とする。
 - (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した団体又は、その団体に所属する個人
 - (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助するために入会した団体又は、その団体に所属する個人
 2. 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員（以下「社員」という）とする。

(入会)

- 第6条 1. 当法人の会員となろうとする者は、当法人が別に定める入会規程（以下「入会規程」という）の要件を満たした上で、当法人が別に定めるところにより申込みをし、社員総会にてその承認を受けなければならない。ただし、会員になろうとする個人については、本項に基づき会員となった団体（以下「会員団体」という）に所属し、かつ、当該会員団体が当法人に推薦した者に限られる。
2. 社員になろうとする者については、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、社員とすることができる。

(経費の負担)

- 第7条 当法人の会員は、社員総会において別途定めのない限り、入会金及び会費その他の経費を負担しないものとする。

(任意退会)

- 第8条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、当該会員が個人である場合、当該会員は、自己のほかに、自己と同じ会員団体に所属する個人が1名以上会員として当法人に在会しているときでなければ、退会することができない。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 総社員が同意したとき
 - (2) 当該会員が死亡又は解散したとき

第4章 社員総会

(権限)

- 第11条 1. 社員総会は、一般法人法に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議することができる。

2. 社員総会は、この定款第5条第2項に定める社員をもって構成する。

(開催)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条
1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
 2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
 3. 社員総会を招集するには、会日より2週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 前条の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(議長)

- 第15条
1. 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
 2. 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条
1. 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事の責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部の譲渡

- (5) 解散及び清算終了までの継続
- (6) 合併
- (7) 社員の入会
- (8) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

(議決権の代理行使等における出席の取扱い)

第 20 条 前 2 条の場合における第 17 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議・報告の省略)

- 第 21 条
1. 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
 2. 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10 年間主たる事務所に備え置く。

第 5 章 理 事

(理事の設置)

- 第 23 条
1. 当法人に、2 名以上の理事を置く。
 2. 理事のうち 1 名を代表理事とする。
 3. 前項の代表理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(理事の選任及び代表理事の選定)

- 第 24 条 1. 理事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事及び代表理事の職務及び権限)

- 第 25 条 1. 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(理事の任期)

- 第 26 条 1. 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 増員により選任された理事の任期については、他の理事の任期の満了する時までとする。
4. 理事は、第 23 条第 1 項で定めた理事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の解任)

- 第 27 条 理事は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数に当たる多数の決議をもって、解任することができる。

(報酬等)

- 第 28 条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で支給することができる。理事が複数ある場合の各理事の報酬等の額は、社員総会の定める総額の範囲内において各理事の協議により決定する。

(取引の制限)

- 第 29 条 1. 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を社員総会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第 30 条 当法人は、理事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 基金

（基金の拠出等）

- 第 31 条
1. 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
 2. 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
 3. 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 資産及び会計

（事業年度）

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 33 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、社員総会に報告し、承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

- 第 34 条
1. 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書面又は電磁的記録を作成して定時社員総会に提出又は提供し、第 1 号及び第 2 号についてはその内容を報告し、第 3 号乃至第 5 号については定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - （1）事業報告
 - （2）事業報告の附属明細書
 - （3）貸借対照表
 - （4）損益計算書
 - （5）貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 2. 前項の書面又は電磁的記録は、主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第 35 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 36 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、変更することができる。

（解散）

第 37 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第 38 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

（委員会）

- 第 39 条
1. 当法人の事業を推進するために必要があるときは、社員総会は、その決議により、委員会を設置することができる。
 2. 委員会の委員は、会員及び外部の学識・競技経験者の中から社員総会が選任する。
 3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

（事務局）

- 第 40 条
1. 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 2. 事務局は、株式会社西武ライオンズが行う。
 3. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 4. 事務局長及び職員は、「事務局長」については社員総会の承認を得て代表理事が任免する。「事務局長」以外の職員は、代表理事が任免する。
 5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により事務局規定に定める。

第 11 章 公告の方法

（公告の方法）

第 41 条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第 1 2 章 附 則

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（設立時理事及び設立時代表理事）

第 43 条 当法人の設立時理事（及び設立時代表理事）は、次のとおりとする。

設立時代表理事	奥村 剛
設立時理事	武田 尚大
設立時理事	矢作 憲一
設立時理事	清水 孝行
設立時理事	伊藤 孝典
設立時理事	蛭田 量
設立時理事	須田 昌司
設立時理事	川島 慶一
設立時理事	金田 康嗣

（法令の準拠）

第 45 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人埼玉県野球協議会を設立するために、設立時社員奥村剛外 8 名の定款作成代理人司法書士高安美保は、電磁的記録である本定款を作成し、これにて電子署名する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

設立時社員	奥村 剛
設立時社員	沼田 芳行
設立時社員	宮野 友宣
設立時社員	米田 文彦
設立時社員	森田 進一
設立時社員	中田 大輔
設立時社員	森田 由紀夫
設立時社員	角 晃多
設立時社員	渡邊 伸彦

上記設立者 9 名の定款作成代理人

東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号東京スクエアガーデン 1 1 階

石寄・山中総合法律事務所

司法書士 高安 美保